

知事が保有する個人情報等の安全管理に関する規程

令和5年1月4日
4 県総第199号県民文化局長通知

目次

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 管理体制（第2条－第6条）
 - 第3章 教育研修（第7条）
 - 第4章 職員の責務（第8条）
 - 第5章 保有個人情報の取扱い（第9条－第16条）
 - 第6章 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等（第17条－第32条）
 - 第7章 情報システム室等の安全管理（第33条・第34条）
 - 第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第35条・第36条）
 - 第9章 安全管理上の問題への対応（第37条－第39条）
 - 第10章 監査及び点検の実施（第40条－第42条）
 - 第11章 仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報への準用（第43条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項、第73条第2項、第121条第2項及び第123条第3項に基づき、知事が保有する個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報（以下「保有個人情報等」という。）を適正に管理することを目的とする。

第2章 管理体制

（統括個人情報保護管理者及び情報セキュリティ統括責任者）

- 第2条 保有個人情報等について統括個人情報保護管理者（以下「統括保護管理者」という。）を一人置くものとし、県民文化局長をもって充てる。
- 2 統括保護管理者は、職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対する保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督等を行うとともに、保有個人情報等の管理に関する

事務を統括する任に当たり、情報システム（サーバ装置、端末、通信回線装置、複合機、特定用途機器、ソフトウェア等で構成され、情報処理又は通信の用に供するもの。以下同じ。）で取り扱う保有個人情報等の管理については、愛知県情報セキュリティポリシー第12条第2号に定める情報セキュリティ統括責任者（以下「情報セキュリティ統括責任者」という。）と連携して、その任に当たる。

- 3 情報セキュリティ統括責任者は、保有個人情報等を扱う情報システム、ネットワーク等の統括責任者として、第6章及び第7章の規定の遵守その他情報システム等に係る適切な管理状況について監督する任に当たる。

（個人情報保護管理者）

第3条 保有個人情報等を取り扱う本庁の各課及び各地方機関（以下「主務課」という。）に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置くものとし、当該主務課の長をもって充てる。

- 2 保護管理者は、統括保護管理者及び情報セキュリティ統括責任者の指示に従い、主務課における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たり、保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（個人情報保護主任者）

第4条 保護管理者のもとに、個人情報保護主任者（以下「保護主任者」という。）を置くものとし、保護主任者は、主務課の運営及び調整事務を所管するグループの班長又はこれに相当する者をもって充てる。

- 2 保護主任者は、保護管理者を補佐し、主務課における保有個人情報等の管理に関して取りまとめる任にあたる。

（個人情報保護監査責任者）

第5条 保有個人情報等について個人情報保護監査責任者（以下「監査責任者」という。）を一人置くものとし、県民生活部長をもって充てる。

- 2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

（保有個人情報等の適切な管理のための委員会）

第6条 統括保護管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設けることができる。

第3章 教育研修

(教育研修)

- 第7条 統括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 情報セキュリティ統括責任者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
 - 3 統括保護管理者は、保護管理者及び保護主任者に対し、主務課における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を行う。
 - 4 保護管理者は、主務課の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、統括保護管理者及び情報セキュリティ統括責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

- 第8条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等の定め並びに統括保護管理者、情報セキュリティ統括責任者、保護管理者及び保護主任者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

- 第9条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員（以下「個人情報取扱者」という。）の範囲と権限の内容を、当該個人情報取扱者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
- 2 個人情報取扱者は、個人情報取扱者以外の者に、当該保有個人情報が知られないようにしなければならない。
 - 3 個人情報取扱者以外の者は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
 - 4 個人情報取扱者は、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

- 第10条 個人情報取扱者が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保

保護管理者は、保有個人情報の複製については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、保有個人情報の複製を行うことができる場合を限定し、個人情報取扱者は、保護管理者の指示に従い行う。

2 個人情報取扱者は、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、職務の遂行に支障をきたすとして、保護管理者の許可を得た場合を除く。

一 保有個人情報のメール等（各種のデータ交換サービスを含む。）での送信（本人へのメール等送信時に送信先として利用する場合の氏名及びメールアドレス等を除く。）

二 保有個人情報が記録されている媒体（紙媒体を含む。）の外部への送付（本人への送付を除く。）又は持出し

三 その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

（誤りの訂正等）

第11条 個人情報取扱者は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

（媒体の管理等）

第12条 個人情報取扱者は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、個人情報の漏えい等を防止するため、当該媒体の保管場所における施錠等の措置を講ずる。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則としてパスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

（誤送付等の防止）

第13条 個人情報取扱者は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送付、誤送信、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

（廃棄等）

第14条 個人情報取扱者は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

2 保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立

ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第15条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備するなど、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱状況を記録する。

(外国における制度の把握)

第16条 保護管理者は、保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるよう努める。

第6章 保有個人情報を取り扱う情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第17条 保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章及び次章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第18条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第19条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第20条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管

理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を必要最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第21条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第22条 保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(情報システムにおける保有個人情報の処理)

第23条 個人情報取扱者は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第24条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切なパスワードの選択、その漏えい等防止の措置等、暗号化のために必要な措置を講ずる。個人情報取扱者は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第25条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第26条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第27条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う端末の盗難又は紛失の防止のため、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 個人情報取扱者は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、保有個人情報を取り扱う端末を外部へ持ち出してはならない。

(第三者の閲覧防止)

第28条 個人情報取扱者は、保有個人情報を取り扱う端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第29条 個人情報取扱者は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第30条 保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第31条 保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第32条 保有個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第33条 保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利

用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（情報システム室等の管理）

第34条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第35条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者（議会及び愛知県公立大学法人を含む。以下同じ。）に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）を取り交わす。

- 2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずる。

（業務の委託等）

第36条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該契約を担当する職員は、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、当該契約を締結しようとする場合には、契約書に次に掲

げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- 一 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
 - 二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - 四 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - 五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - 八 契約内容の遵守状況についての報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
 - 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該契約を担当する職員は、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、実地検査又は調査により確認する。
 - 4 当該契約を担当する職員は、委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、当該契約を担当する職員は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
 - 6 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第9章 安全管理上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第37条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、事案に応じて、当該事案の発生した経緯、被害状況等を当該事案が発生した所属の局長に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。また、当該保護管理者は、県民文化局県民生活部県民総務課（以下「県民総務課」という。）及び関係局に対して当該事案の内容等について報告を行うとともに、必要に応じて対応策等についての協議を行う。
- 3 県民総務課は、事案に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を統括保護管理者に報告する。
- 4 当該事案が発生した所属の局長は、事案に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を知事及び副知事に報告する。
- 5 保護管理者は、当該事案が法第68条第1項及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）第43条に規定する事態に該当する場合には、規則第44条第1項各号に定める当該事案の概要等を個人情報保護委員会に報告する。保護管理者は、個人情報保護委員会への報告が必要な事態か否かを判断するに当たっては、事前に県民総務課と協議を行う。
- 6 前項の報告は、漏えい等が発生したことを知った時点から概ね5日以内に速報として行い、30日以内（不正アクセスの場合は60日以内）に確報として行う。また、当該報告は、個人情報保護委員会のWebページの報告フォームに入力する方法で行い、同フォームから出力できる報告書の写しを県民総務課に情報提供する。
- 7 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

（本人への通知）

第38条 保護管理者は、法第68条第1項及び規則第43条に規定する事態が発生した場合には、本人に対し、当該事態が発生した旨を通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 本人への通知が困難な場合であって、事案の公表や問合せ窓口の設置など、本人の権利利益を保護するため必要な通知に代わるべき措置をとるとき。
 - 二 保有個人情報に法第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれる場合。
- 2 前項の通知をする場合には、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、漏えい等報告における報告事項のうち、概要、漏えい等が発生し又は発生したおそれがある保有個人情報の項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容並びにその他参考となる事項を通知する。

（公表等）

第39条 保護管理者は、保有個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の内容、影響等に応じて、事実及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずる。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第40条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第2章から第8章までに定める措置の状況を含む管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を統括保護管理者に報告する。

2 保護管理者は、監査責任者から改善の必要があると指摘された事項について、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(点検)

第41条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を局長に報告する。

(評価及び見直し)

第42条 統括保護管理者及び保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第11章 仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報への準用

(準用)

第43条 第3章から第7章まで、第36条第1項から第5項まで、第37条第1項から第4項まで及び第7項並びに前章の規定は、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等及び匿名加工情報の取扱いについて準用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。